

# 平成31年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金 (文化芸術関連団体派遣支援事業)募集要領

## 1 趣旨・目的

沖縄県では、文化の発信力の強化、文化交流の拡大、芸術文化の更なる振興、世界で活躍できる人材の育成を目的として、県外や海外で文化芸術を発信する公演を実施する県内の文化芸術団体に対し、経費の一部を補助する。

## 2 応募資格

沖縄県内に住所を有し、以下の要件を全て満たすもの。

- (1) 組踊、さんしん音楽（さんしんを伴奏楽器とする音楽をいう。）、琉球舞踊その他の伝統芸能及び琉球民謡の公演で、芸術性の高い公演を実施できる実演家（国指定重要無形文化財保持者、県指定無形文化財保持者であること。無形文化財に指定されていない分野においては、実績、貢献度において保持者に準ずる実績をもつ者であること。）が出演又は監修していること。
- (2) 県内在住の実演家が、県外公演では12名以上、海外公演では7名以上、出演すること。

## 3 補助対象経費

### (1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業実施にあたり直接要する経費とし、その主な経費は次のとおりとする。※チケット販売など収入を得るよう努めること。

費 目	主な内容
航空運賃・宿泊費	航空運賃、宿泊費等
会場使用料・会場設営費	会場使用料（付帯設備費を含む。）、音響・照明・映像設営等
道具・楽器運搬費	道具運搬費、楽器運搬費
広報に要する印刷費	ポスター印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、パンフレット印刷費等
制作費	演奏料、舞踊家・俳優・後見等出演料、作曲料、作調（編曲）料、作詞料、調律料、楽器借料、楽譜借料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、演出等助手料、各種指導料（定期的な練習は除く。）プラン料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、著作権使用料、企画制作料、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、字幕費・音声ガイド費、機材借料、原稿執筆謝金、会場整理員謝金、講演謝金、記録費、録音費、写真費等

### (2) 補助対象外経費

- ①消費税及び地方消費税、振込手数料、管理費等
- ②食糧費
- ③補助対象期間外に要した経費（交付決定前、または事業終了日以降に要した経費）

#### 4 補助額等

上限額：100万円

#### 5 対象公演の実施期間

平成31年（2019年）6月1日（土）～平成32年（2020年）2月29日（土）

#### 6 募集期間

平成31年（2019年）4月10日（水）～平成31年（2019年）5月10日（金）17時まで

#### 7 応募に際して必要な書類

- (1) 様式1 補助事業概要書 1通
- (2) 様式2 事業スケジュール 1通
- (3) 様式3 事業収支予算書 1通
- (4) 様式4 提案者の概要 1通

※応募様式は、文化振興課ホームページからダウンロードできます。

→ <http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/bunka/index.html>

- (5) 団体の会則、規則 1通
- (6) 当該公演における出演者リスト 1通

#### 8 応募後のスケジュール

##### (1) 選定

- ① 応募のあった提案について、委員会における選定を経て決定する。（合否判定は、募集期間終了後、1～2週間後を予定している。）
- ② 選定予定は、8団体程度。

##### (2) 交付決定

選定された提案について、団体から県へ交付申請書を提出後、県から交付決定通知を送付する。（交付決定の時期は、申請書受理後、1～2週間後を予定している。）

#### 9 その他の留意事項

- (1) 応募書類提出後に、応募内容について実現可能性や実行性等を確認するため、県の担当者等から必要に応じてヒアリングを実施したり、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 実施事業（公演）について沖縄県の他の補助金を受けている場合は、選考対象外となる場合がある。
- (3) 事業の公平性を図るため、当該補助を受けることができるのは、同一年度内において1回限りとする。
- (4) 補助対象経費中、航空運賃及び宿泊料の額については、原則として、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年条例49号）の規定に基づき算出される上限額の範囲において認めるものとする。

#### 10 応募書類の提出、問合せ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化振興班

TEL:098-866-2768 FAX:098-866-2122 e-mail : aa058106@pref.okinawa.lg.jp